**尼崎市住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱及び兵庫県が定める兵庫県市町振興支援交付金交付要綱及び兵庫県まちづくり部補助金交付要綱に基づき、住宅の耐震化の促進を図り安心・安全なまちづくりを推進するため、尼崎市内に存する住宅の耐震性向上のために耐震改修等を行う者に対し、本市が実施する補助金の交付に関する必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建築物又は建築物の部分をいい、賃貸住宅であるものを含むものとする。

ア　一つ以上の居室

イ　専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下同じ。）の炊事用流し（台所）

ウ　専用のトイレ

エ　専用の出入口

⑵　戸建住宅　一つの建築物が一つの住宅となっているものをいう。

⑶　マンション　共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が１，０００㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のものをいう。

⑷　その他共同住宅　戸建住宅及びマンション以外の住宅をいう（長屋住宅を含む。）。

⑸　管理組合　マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成１２年法律第１４９号)第２条第３号に規定する管理組合をいう。

⑹　耐震診断　建築物の地震に対する安全性を次のいずれかに掲げる方法により評価することをいう。ただし、マンションに係る耐震診断にあっては、当該耐震診断が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。

ア　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（２００４年改訂版、２０１２年改訂版）による一般診断法又は精密診断法

イ　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（１９９６年版、２０１１年版）による耐震診断

ウ　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」（２００１年版、２０１７年改訂版）による耐震診断

エ　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」（２００９年版）による耐震診断

オ　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３章第８節に規定する構造計算による耐震診断

カ　アからオまでに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

⑺　耐震基準　住宅の耐震性について、別表第１に定める基準をいう。

⑻　安全性が低いと診断されたもの　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　耐震診断の結果、耐震基準に満たないもの

イ　平成１２年度から平成１４年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

ウ　平成１７年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの（耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが判明したものを除く。）

⑼　耐震改修計画策定　住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす改修計画の策定をいう。ただし、マンションに係る耐震改修計画にあっては、当該耐震改修計画が適正なものであることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを含むものとする。

⑽　耐震改修工事　住宅の耐震性向上のために行う耐震基準を満たす工事であって、カのみによる工事を除くものとする。

ア　基礎、柱、はり及び壁の補強工事（基礎の補強工事にあっては、地盤改良工事を含む。）

イ　屋根を軽量化する工事

ウ　床面の剛性を高める工事

エ　第１６号に規定するひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法又は別表第２に掲げる工法に該当するものとして市長が認める工法による工事

オ　減築工事（減築後の住宅が第１号に規定する住宅となるものに限る。）

カ　アからオまでに掲げる工事に伴い必要となる附帯工事

　⑾　屋根軽量化工事　住宅の屋根全体を非常に重い屋根（土葺瓦屋根）から重い屋根（桟瓦葺等）若しくは軽い屋根（スレート板、鉄板葺等）又は重い屋根から軽い屋根に軽量化する工事をいい、第２３号に規定する附帯工事を含むものとする。

　⑿　シェルター型工事　住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工事であって、次に掲げるものをいい、第２３号に規定する附帯工事を含むものとする。

　　ア　別表第２に掲げる工法のいずれかに該当するものとして市長が認めるものによる工事

　　イ　別表第３に掲げるシェルター等を設置等する工事

　⒀　高齢者　交付対象年度の末日時点で満65歳以上の者をいう。

　⒁　高齢者のみが居住する住宅　居住者の全員が高齢者の住宅をいう。

　⒂　防災ベッド等　住宅が倒壊しても、安全な空間を確保する防災ベッドその他の装置であって、次に掲げるものをいう。

　　ア　別表第２に掲げる装置に該当するものとして市長が認めるもの

　　イ　別表第４に掲げる装置

⒃　ひょうご住宅耐震改修技術コンペ優良工法　平成１６年度ひょうご住宅耐震改修技術コンペ又は平成１８年度ひょうご住宅耐震改修工法コンペにより兵庫県知事に「ひょうご住まいの耐震化促進事業」の補助対象工法として認められたものをいう。

⒄　兵庫県住宅再建共済制度　兵庫県住宅再建共済制度条例（平成１７年兵庫県条例第４１号）による住宅再建共済制度をいう。

⒅　兵庫県住宅改修業者登録制度　住宅改修事業の適正化に関する条例（平成１８年兵庫県条例第３５号）による住宅改修業者登録制度をいう。

⒆　事業者グループ　兵庫県と連携して耐震化に取り組むものとして、兵庫県の登録を受けた、設計事務所及び施工業者から構成されるグループをいう。

⒇　建築士　建築士法（昭和２０年法律第２０２号）第２条第１項に規定する建築士（同法第２３条第１項の規定による登録が不要な場合を除き、同項の建築士事務所に属するものに限る。）をいう。

(21)　耐震診断・改修資格者　建築士で次に掲げる要件のすべてを満たしている者をいう。

ア　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第２８号）第５条第１項第１号に規定する耐震診断資格者又は同項第２号に掲げる者であること

イ　一般財団法人日本建築防災協会が主催する耐震改修技術者講習会その他これと同等以上の内容を有するものとして市長が認める講習の修了者であること

(22)　建築物耐震評価者　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定・評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの

イ　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２０条第１号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

ウ　建築物の地震に対する安全性に関する評価を行う技術的能力について、前号の団体と同等以上の能力を有すると市長が認める者

　(23)　 附帯工事　次に掲げる工事とする。ただし、著しい機能向上に係るものを除く。

ア　補強する壁等の部位（以下「補強箇所」という。）の周囲９１センチメートルの範囲内における外壁の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

イ　補強箇所が含まれる室における内壁、天井及び床の仕上げ材、下地材等の撤去及び復旧工事並びに当該部分の断熱工事

ウ　住宅の耐震性向上に係る工事に伴い必要となる次の工事

（ア）　建具の取替え工事

（イ）　配管又は配線の切替え工事

（ウ）　既存の住宅整備機器等（キッチンセット（吊り戸棚を含む。）、洗面化粧台、便器、浴槽、空調機等）の取外し及び再取付けに係る工事

エ　屋根を軽量化する工事に伴い実施する下地材及び樋の取替え工事

オ　腐朽、シロアリ等により被害のある部分の取替え工事

カ　劣化の改善となる工事

キ　壁、天井及び床等を撤去する範囲内における補強する壁以外の部分を建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第４７条の規定に適合させるための工事

（補助金の交付対象）

第３条　市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、補助事業ごとに、補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）、補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表第５に掲げるとおりとする。

２　補助事業の対象となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　耐震診断及び耐震改修計画の策定は、耐震診断・改修資格者により実施されるものとする。

⑵　耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約によること。

　ア　兵庫県住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者

イ　県の登録を受けた事業者グループで、実績の公表に同意している事業者

⑶　耐震改修工事は、耐震改修計画のとおりに実施されていることが建築士により確認されるものとする。

３　この要綱に基づく補助金の交付は、同一種別の補助金については、一の補助対象住宅につき、１回限りとする。

（事前協議）

第４条　次条の補助金の交付の申請（補助対象住宅が戸建住宅であるものを除く。）をしようとする者は、当該申請に先立ち、事前協議書（様式第１号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について市長と必要な協議を行い、その内容について市長の指導及び助言を受けるものとする。

２　市長は、前項の協議（以下「事前協議」という。）を受け付けたときは、協議に係る書類の審査及び予算上の調整等を踏まえ、当該事前協議を申し出た者に必要な指導及び助言をするものとする。

３　市長は、事前協議の結果適当と認めたときは、当該事前協議を申し出た者に補助金の交付の申請をさせることができる。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第２号）に市長が別に定める書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第３号）又は補助金不交付決定通知書（様式第４号）により当該申請をした者に通知するものとする。（以下、補助金交付決定の通知を受けた者を「補助事業者」という。）

２　市長は、前項の補助金の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）にあたり、必要があると認めるときは、当該補助金の交付について条件を付するものとする。

３　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付決定の通知が行われた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

（補助事業の取りやめ）

第７条　補助事業者は、補助事業を取りやめる又はやめたときは、速やかに補助事業取りやめ届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定額等の変更）

第８条　補助事業者は、第６条第１項の規定により通知された交付決定の内容（市長が別に定める軽微な変更を除く。）及び金額を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第９号）に市長が別に定める書類を添えて、その指定する期日までに市長に提出しなければならない。

２　第６条の規定は、前項の申請があったときについて準用する。この場合において、同条中「補助金交付決定通知書（様式第３号）又は補助金不交付決定通知書（様式第４号）」とあるのは「補助金交付決定変更通知書（様式第１０号）」と、「補助金交付決定」とあるのは「補助金交付決定変更」と、「補助事業」とあるのは「変更に係る補助事業」とする。

（着手届）

第９条　補助事業者は、補助事業に着手したときは、着手届（様式第１１号）に市長が別に定める書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（中間検査）

第１０条　市長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて、住宅耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助又はシェルター型工事費補助の補助事業者に対して、工事中に中間検査を実施するものとする。

２　市長は、前項の中間検査を実施することとしたときは、中間検査実施通知書（様式第１２号）により、補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、中間検査の実施に必要な限度において、その職員に、補助事業者の承諾を得た上で補助対象住宅に立ち入り、施工状況若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

４　補助事業者は、中間検査において、第１３条の実績報告書に添付される契約書の写しが契約書原本と同一であることの確認を受けなければならない。

（設計の確認）

第１１条　簡易耐震改修工事費補助の補助事業者は、耐震改修計画の策定の完了後かつ耐震改修工事の着手前に、設計確認書（様式第１３号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、設計の確認を受けることができる。

（補助事業の遂行状況報告）

第１２条　補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第１５号）に市長が別に定める書類を添えて、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第１４条　市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して、当該内容及び条件に適合させるために必要な措置をとることを命ずることができる。

２　前項の規定は、第１０条の中間検査を実施した場合及び第１２条第１項の報告があった場合に準用する。

３　補助事業者は、第１項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（補助金の額の確定）

第１５条　市長は、補助事業の完了に係る第１３条又は前条第３項の実績報告があった場合において、報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第１６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１６条　市長は、前条の通知をした後、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第１７号）により補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１７条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱又は関係法令の規定に違反したとき。

⑵　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

⑶　補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

⑷　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑸　暴力団等（尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第７条第１項に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であること又は補助事業の実施において暴力団等に利益を供する契約等を行ったことが判明したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第１８号）によりその者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１８条　市長は、前条第１項の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

（加算金及び遅延利息）

第１９条　前条の規定により補助金の返還を命じられた者は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５％の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった者は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第２０条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（実績の公表）

第２１条　市長は、この要綱に基づく補助金の交付を受けて実施された耐震改修工事実績の公表を兵庫県知事が行うときは、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。

（その他）

第２２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、平成３０年３月３１日までの間は、第２条第４号ただし書、同条第７号ただし書及び第３条第２項第１号の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第４号ただし書及び同条第７号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第４号ただし書及び同条第７号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、令和元年５月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第４号ただし書及び同条第７号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第４号ただし書及び同条第７号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、令和２年５月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第４号ただし書及び同条第７号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第４号ただし書及び同条第７号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第５号ただし書及び同条第８号ただし書の規定は、適用しない。

付　則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２　平成２９年３月３１日以前に着手した耐震診断及び耐震改修計画の策定については、第２条第６号ただし書及び同条第９号ただし書の規定は、適用しない。

別表第１（第２条第７号関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 耐震診断区分 | 構造種別 | 耐震基準 |
| １ | 第２条第６号アによるもの | 木造 | 上部構造評点≧１．０※時刻歴応答計算による方法の場合は、これと同等の耐震性を有すると認められること。 |
| ２ | 第２条第６号イによるもの | 鉄骨造 | 構造耐震指標Is≧０．６ |
| ３ | 第２条第６号ウによるもの | 鉄筋コンクリート造 | 構造耐震指標Is／構造耐震判定指標Iso≧１．０※Iso算定に用いる用途指標Uは１．０とする。 |
| ４ | 第２条第６号エによるもの | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 構造耐震指標Is／構造耐震判定指標Iso≧１．０※Iso算定に用いる用途指標Uは１．０とする。 |
| ５ | 第２条第６号オによるもの | 全て | 構造計算により安全性が確かめられること |
| ６ | 第２条第６号カによるもの | 全て | 上記１から５までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること |

注）簡易耐震改修工事費補助においては、上部構造評点の「１．０」を「０．７」と、構造耐震指標Iｓの「０．６」を「０．３」と読み替えるものとする。

別表第２（第２条第１０号エ、第１２号ア、第１５号ア関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | （一財）日本建築防災協会の防災技術評価制度等で評価された工法又は装置 |
| ２ | 他都道府県で補助対象工法として認められたもののうち、その都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受けた工法又は装置 |
| ３ | 公的機関の認定・試験等によりその性能が評価された工法又は装置 |

別表第３（第２条第１２号イ関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 名　称 | 会　社　名 |
| １ | 耐震TBシェルター「鋼耐震」 | 株式会社東武防災建設東武ボウサイ株式会社 |
| ２ | レスキュールーム | 有限会社ヤマニヤマショウ |
| ３ | シェル太くん工法 | 株式会社ヤマヒサ |
| ４ | シェルキューブ | 株式会社デリス建築研究所 |
| ５ | 地震シェルター「不動震」 | 株式会社東武防災建設東武ボウサイ株式会社 |
| ６ | セフティルーム | ハイブリッドハウス販売株式会社 |
| ７ | シェルBOX | ナスラック株式会社 |
| ８ | J.Pod耐震シェルター | J.Pod＆耐震工法協会 |
| ９ | 木質耐震シェルター | 株式会社一条工務店 |
| 10 | 木造軸組耐震シェルター「剛健」 | 有限会社宮田鉄工 |
| 11 | 耐震健康シェルター「命守」 | 株式会社青ヒバの会ネットワーク |
| 12 | 欠番 |  |
| 13 | パネル式耐震シェルター | SUS株式会社 |
| 14 | シェルキューブR | 株式会社デリス建築研究所 |
| 15 | お部屋まるごとコンテナ型耐震シェルターまもルーム | 株式会社カラフルコンテナ |

別表第４（第２条第１５号イ関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 名　称 | 会　社　名 |
| １ | ウッド・ラック（WOOD-LUCK） | 新光産業株式会社 |
| ２ | 防災ベッドBB-002 | 株式会社ニッケン鋼業 |
| ３ | 介護ベッド用防災フレーム | 株式会社ニッケン鋼業 |
| ４ | 安心防災ベッド枠A | フジワラ産業株式会社 |
| ５ | 安心防災ベッド枠B | フジワラ産業株式会社 |
| ６ | 耐圧ベッドルーム型シェルター | 株式会社エヌ・アイ・ピー |
| ７ | 耐震シェルター耐震和空間 | 株式会社ニッケン鋼業 |
| ８ | つみっくベッドシェルター | NPO法人つみっ庫くらぶ |
| ９ | 減災寝室 | 有限会社扇光 |
| 10 | シェルターユニットバス（ＵＢ） | Ｊ建築システム株式会社 |
| 11 | 耐震小型シェルター「構-kamae-」テーブルタイプ | 株式会社安信 |

別表第５（第３条第１項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（住宅耐震改修計画策定費補助） |
| 補助対象者 | 補助対象住宅を所有する者又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族 |
| 補助対象住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす住宅とする。１　尼崎市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの⑴　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの⑵　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの⑶　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く）に加入している又は加入する住宅 |
| 補助対象経費 | 補助対象住宅の改修前の耐震診断及び耐震改修計画の策定に要する費用で次に掲げる要件を満たすものとする。１　改修前の耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが確認できたため耐震改修計画策定を実施しない場合は、改修前の耐震診断に要する費用に限る。２　耐震改修計画策定に要する費用は、耐震改修計画に係る改修後の耐震診断、耐震改修計画に基づく耐震改修工事に要する費用の見積及び建築物耐震評価者による評価を受けること（必要な場合のみ）に要する費用を含む。３　マンション及びその他共同住宅にあっては、補助対象者が所有する住宅に係る部分及び居住の用に供する部分に係る費用に限る。４　消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する消費税及び地方消費税相当額を含まない。 |
| 補助率 | ２／３ |
| 補助金の額 | 戸建住宅 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円（改修前の耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが確認できた場合にあっては、3.3万円）のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| その他共同住宅 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は12万円(改修前の耐震診断の結果、耐震基準を満たすことが確認できた場合にあっては、4万円)に補助対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| マンション | 補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助対象住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）を下表に基づき区分し、面積区分ごとの交付限度額単価をそれぞれ乗じて得た額を合算した額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）。ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できた場合にあっては4、下表に基づき算出される額に１／３を乗じて得た額を限度とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 面積区分 | 交付限度額単価 |
| 1,000㎡以内の部分 | 2,400円/㎡ |
| 1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 | 1,000円/㎡ |
| 2,000㎡を超える部分 | 700円/㎡ |

 |
| その他の事項(本則の再掲含む) | １　策定される耐震改修計画が耐震基準を満たすものであること又は改修前の耐震診断の結果耐震基準を満たすことが確認できるものとする。２　マンションに係る改修前の耐震診断及び耐震改修計画は、適正なものであることについて建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。３　改修前の耐震診断及び耐震改修計画の策定は、耐震診断・改修資格者により実施されるものとする。４　区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（住宅耐震改修工事費補助） |
| 補助対象者 | 次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第２項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　補助対象住宅を所有する者（区分所有のマンションにおいては、管理組合）２　所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 |
| 補助対象住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす住宅とする。１　尼崎市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの⑴　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの⑵　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの⑶　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く）に加入している又は加入する住宅 |
| 補助対象経費 | 補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用で次に掲げる要件を満たすものとする。１　戸建住宅にあっては、総額50万円以上のものに限る。２　その他共同住宅及びマンションにあっては、補助対象者が所有する住宅に係る部分及び居住の用に供する部分に係る費用に限る。３　建築士による工事監理に要する費用を含む。４　消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税相当額を含まない。 |
| 補助率 | 戸建住宅：４／５、その他共同住宅：４／５、マンション：１／２ |
| 補助金の額 | 戸建住宅 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| その他共同住宅 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は40万円に補助対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| マンション | 補助対象経費に補助率を乗じた額、又は補助対象住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に25,100円/㎡を乗じた額又は下記の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ面積の区分 | 絶対限度額 |
| 1,000㎡以上5,000㎡以内 | 3,000万円 |
| 5,000㎡を超え10,000㎡以内 | 6,000万円 |
| 10,000㎡を超え15,000㎡以内 | 9,000万円 |
| 15,000㎡超 | 13,500万円 |

 |
| その他の事項(本則の再掲含む) | １　耐震基準を満たす耐震改修計画に基づく耐震改修工事であることが確認できるものとする。２　マンションに係る改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定は、適正なものであることについて建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。３　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定は、耐震診断・改修資格者により実施されるものとする。４　補助事業の対象となる耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約によること。（ただし、マンションの場合を除き、その他共同住宅の場合は⑴に限る。）　⑴　兵庫県住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者　⑵　兵庫県の登録を受けた事業者グループで、実績の公表に同意している事業者５　耐震改修工事は、耐震改修計画のとおりに実施されていることが建築士により確認されるものとする。６　区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（簡易耐震改修工事費補助） |
| 補助対象者 | 次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第２項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　補助対象住宅を所有する者（区分所有のマンションにおいては、管理組合）２　所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 |
| 補助対象住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす住宅とする。１　尼崎市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの⑴　耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満又は構造耐震指標Isが0.3未満のもの⑵　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの⑶　平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、上部構造評点が0.7未満のもの２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く）に加入している又は加入する住宅 |
| 補助対象経費 | 補助対象住宅の改修前の耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用で次に掲げる要件を満たすものとする。１　戸建住宅については、総額50万円以上のものに限る。２　その他共同住宅及びマンションにあっては、補助対象者が所有する住宅に係る部分及び居住の用に供する部分に係る費用に限る。３　改修前の耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又は構造耐震指標Isが0.3以上であることが確認できたため耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実施しない場合は、改修前の耐震診断に要する費用に限る。４　耐震改修計画の策定に要する費用は、耐震改修計画に係る改修後の耐震診断及び耐震改修計画に基づく耐震改修工事に要する費用の見積及び建築物耐震評価者による評価を受けること（必要な場合のみ）に要する費用を含む。５　耐震改修工事に要する費用は、建築士による工事監理に要する費用を含む。６　消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税相当額を含まない。 |
| 補助率 | 戸建住宅：４／５、その他共同住宅：４／５、マンション：１／２ |
| 補助金の額 | 戸建住宅 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額（改修前の耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又は構造耐震指標Isが0.3以上であることが確認できた場合にあっては、3.3万円） |
| その他共同住宅 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円に補助対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）ただし、改修前の耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又は構造耐震指標Isが0.3以上であることが確認できた場合にあっては、4万円に補助対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。 |
| マンション | 補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助対象住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。以下同じ。）に12,550円/㎡を乗じた額若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）ただし、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7以上又はIs値が0.3以上であることが確認できた場合にあっては、延べ面積に12,550円/㎡を乗じた額に1/5を乗じた額又は下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額に1/5を乗じた額のいずれか低い額（ただし、居住の用に供する部分に係る経費に限る。）とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ面積の区分 | 絶対限度額 |
| 1,000㎡以上5,000㎡以内 | 1,500万円 |
| 5,000㎡を超え10,000㎡以内 | 3,000万円 |
| 10,000㎡を超え15,000㎡以内 | 4,500万円 |
| 15,000㎡超 | 6,750万円 |

 |
| その他の事項 | １　上部構造評点が0.7以上若しくは構造耐震指標Isが0.3以上を満たす耐震改修計画に基づく耐震改修工事であること又は改修前の耐震診断の結果上部構造評点が0.7以上若しくは構造耐震指標Isが0.3以上を満たすことが確認できるものとする。２　マンションに係る改修前の耐震診断及び耐震改修計画は、適正なものであることについて建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。３　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定は、耐震診断・改修資格者により実施されるものとする。４　補助事業の対象となる耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約によること。（ただし、マンションの場合を除き、その他共同住宅の場合は⑴に限る。）⑴　兵庫県住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者⑵　兵庫県の登録を受けた事業者グループで、実績の公表に同意している事業者５　耐震改修工事は、耐震改修計画のとおりに実施されていることが建築士により確認されるものとする。６　区分所有のその他共同住宅における補助の対象となる戸数は、補助事業の対象となる者が所有する戸数とする。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（屋根軽量化工事費補助） |
| 補助対象者 | 次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、戸建住宅及びその他共同住宅の場合、以下の全ての要件を満たす兵庫県民（個人）に限る。マンションについては第２項を除く。）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　補助対象住宅を所有する者（区分所有のマンションにおいては、管理組合）２　所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 |
| 補助対象住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅又は共同住宅とする。１　尼崎市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの1. 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもののうち、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの
2. 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの
3. 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、下表の区分に応じた上部構造評点以上1.0未満のもの

|  |  |
| --- | --- |
| 屋根の仕様 | 上部構造評点 |
| 改修前 | 改修後 |
| 非常に重い屋根 | 軽い屋根 | 0.4 |
| 重い屋根 | 軽い屋根 | 0.5 |
| 非常に重い屋根 | 重い屋根 | 0.5 |

２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く）に加入している又は加入する住宅 |
| 補助対象経費 | 補助対象住宅の第１項第３号の表中の屋根の仕様に示す改修工事及びそれにあわせて実施する耐震改修工事に要する費用で次に掲げる要件を満たすものとする。１　総額50万円以上のものに限る。２　建築士による工事監理に要する費用を含む。３　消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税相当額を含まない。 |
| 補助率 | 戸建住宅：定額、その他共同住宅：１/２、マンション：１／２ |
| 補助金の額 | 戸建住宅 | 　50万円 |
| その他共同住宅 | 　補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円に補助対象者が所有する住宅の戸数を乗じて得た額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| マンション | 補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助対象住宅の延べ面積（ただし、居住の用に供する部分に限る。）に12,550円/㎡を乗じた額若しくは下表の延べ面積の区分に応じた絶対限度額のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て）

|  |  |
| --- | --- |
| 延べ面積の区分 | 絶対限度額 |
| 1,000㎡以上5,000㎡以内 | 1,500万円 |
| 5,000㎡を超え10,000㎡以内 | 3,000万円 |
| 10,000㎡を超え15,000㎡以内 | 4,500万円 |
| 15,000㎡超 | 6,750万円 |

 |
| その他の事項 | 補助事業の対象となる耐震改修工事は、以下の事業者のいずれかとの契約によること。（ただし、マンションの場合を除き、その他共同住宅の場合は⑴に限る。）⑴　兵庫県住宅改修業者登録制度へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者⑵　兵庫県の登録を受けた事業者グループで、実績の公表に同意している事業者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（シェルター型工事費補助） |
| 補助対象者 | 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　補助対象住宅を所有する者２　所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 |
| 補助対象住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす住宅とする。１　尼崎市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの1. 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
2. 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
3. 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

２　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く）に加入している又は加入する住宅 |
| 補助対象経費 | 補助対象住宅のシェルター型工事に要する費用で次に掲げる要件を満たすものとする。１　総額10万円以上のものに限る。２　建築士による工事監理に要する費用を含む。３　消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税相当額を含まない。 |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 下表の区分に応じた額

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助金額 |
| １　高齢者のみが居住する住宅に設置する場合 | 　補助対象経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は、補助対象経費又は75万円でいずれか低い額とする。 |
| ２　１の以外の場合 | 　補助対象経費が10万円以上50万円未満の場合は10万円、50万円以上の場合は50万円とする。 |

 |
| その他の事項 | 　― |

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 防災ベッド等設置助成事業 |
| 補助対象者 | 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人）又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族１　補助対象住宅を所有する者２　所得が1,200万円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円）以下の者 |
| 補助対象住宅 | 次に掲げる要件を全て満たす住宅とする。１　尼崎市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。）で、次の各号のいずれかに該当するもの1. 耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
2. 平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの
3. 平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」による診断の結果、安全性が低いと診断されたもの

２　兵庫県住宅再建共済制度の家財再建共済制度に加入している又は加入する住宅（兵庫県住宅再建共済制度の住宅再建共済制度に加入している又は加入する住宅を含む。） |
| 補助対象経費 | 補助対象住宅における防災ベッド等の設置工事に要する費用で次に掲げる要件を満たすものとする。１　総額10万円以上のものに限る。２　設置工事に要する費用は、建築士による工事監理に要する費用を含む。３　消費税法及び地方税法に規定する消費税及び地方消費税相当額を含まない。 |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 10万円 |
| その他の事項 | ― |

別に定める事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（住宅耐震改修計画策定費補助） |
| 第４条第１項（事前協議申出） | （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。ただし、市長が事前協議の段階では提出を要しないと認めるものを除く。 |
| 第５条（交付申請） | （添付書類）次に掲げる書類とする。１　様式第耐震１－１号（耐震診断・耐震改修計画策定住宅概要書）２　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し（補助対象者が所有する住宅の全住戸分）⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証（建築時の建築主が住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者が確認できる他の書類を添付すること）⑵　住宅の登記事項証明書⑶　住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年が記載されたもの）⑷　その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類３　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）４　付近見取図（縮尺1/2,500の地形図（白地図）と同等以上の精度で、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）５　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用の見積書６　区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類⑴　戸数及び住戸ごとの専用面積（補助対象者が所有する住宅とそれ以外の住宅を区分したもの）が確認できる書類⑵　補助事業に要する費用のうち補助対象者が所有する住宅部分に要する費用を算定した書類⑶　交付申請内容を行うことについて、管理組合の議決等を経たことを証する書類⑷　管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類７　店舗等併用住宅（戸建住宅を除く。）である場合は、次に掲げる書類⑴　用途ごとの床面積の合計とその各割合が確認できる求積図及び求積表⑵　補助事業に要する費用のうち住宅部分に要する費用を算定した書類８　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定をする耐震診断・改修資格者の資格が確認できる書類（建築士免許証及び資格者講習修了証の写し）９　改修前の耐震診断及び耐震改修計画の評価を受けようとする建築物耐震評価者が確認できる書類（必要な場合のみ）１０　第22条の規定に基づく実施要領に定める書類（必要な場合のみ）１１　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１２　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　補助事業に着手する前 |
| 第８条第１項（変更交付申請） | （軽微な変更）　補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。） |
| （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。 |
| （指定期日）　補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく |
| 第９条（着手届） | （添付書類）　１　補助事業の実施に係る契約書の写し |
| （指定期日）　補助金交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日（市長が補助事業者の申出に基づきやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日） |
| 第１２条（遂行状況報告） | （報告事項等）１　事業の遂行状況２　今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第１３条 （実績報告） | （添付書類）１　様式第耐震２号（補助金算定・精算書）２　耐震改修計画に基づく耐震改修工事費内訳書３　補助金交付決定通知書の写し４　様式第耐震３号（耐震診断報告書）（耐震診断計算書（改修前後）含む）５　耐震改修計画に係る図書（耐震診断・改修資格者の記名及び押印があるもの）⑴　配置図⑵　平面図及び立面図（耐震改修前後）⑶　その他耐震改修計画の内容が確認できる図書６　改修前の耐震診断及び耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書の写し（必要な場合のみ）７　補助事業の実施に係る契約書の写し及び領収書の写し８　兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は同制度加入申込書の写し９　第８条第1項に規定する事業内容の軽微な変更をした場合は、次表の左欄に掲げる軽微変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び変更内容に係るその他市長が必要と認める書類

|  |  |
| --- | --- |
| 軽微変更の区分 | 書類 |
| 補助対象経費の変更 | 耐震改修計画の策定費内訳書（変更内容が確認できるもの） |
| 耐震改修計画の策定等の内容の変更 | ⑴　業務内容及び耐震診断の方法等の変更内容が確認できる書類⑵　評価を受ける建築物耐震評価者の変更等が確認できる書類（必要な場合のみ） |

１０　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１１　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　着手届の届出の日から起算して5月を経過した日（市長が補助事業の内容その他特別の理由からやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日）、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（住宅耐震改修工事費補助） |
| 第４条第１項（事前協議申出） | （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。ただし、市長が事前協議の段階では提出を要しないと認めるものを除く。 |
| 第５条（交付申請） | （添付書類）次に掲げる書類とする。ただし、住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告と同時に交付申請する場合は、第3項、第4項及び第6項に定める書類は提出を要しない。１　様式第耐震１－２号（耐震改修工事住宅概要書）２　様式第耐震２号（補助金算定・精算書）（耐震改修工事費内訳書含む）３　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し（補助対象者が所有する住宅の全住戸分）⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証（建築時の建築主が住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者が確認できる他の書類を添付すること）⑵　住宅の登記事項証明書⑶　住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年が記載されたもの）⑷　その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類４　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）５　様式第耐震３号（耐震診断報告書）（耐震診断計算書（改修前後）含む）６　住宅の所有者の所得証明書の写し（全住戸分（マンションの場合を除く））７　耐震改修計画に係る図書（耐震診断・改修資格者の記名及び押印があるもの）⑴　付近見取図（縮尺1/2,500の地形図（白地図）と同等以上の精度で、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）⑵　配置図⑶　平面図及び立面図（耐震改修前後）⑷　その他耐震改修計画の内容が確認できる図書８　区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類⑴　戸数及び住戸ごとの専用面積（補助対象者が所有する住宅とそれ以外の住宅を区分したもの）が確認できる書類⑵　補助事業に要する費用のうち補助対象者が所有する住宅部分に要する費用を算定した書類⑶　交付申請内容を行うことについて、管理組合の議決等を経たことを証する書類⑷　管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類９　店舗等併用住宅（戸建住宅を除く。）である場合は、次に掲げる書類⑴　用途ごとの床面積の合計とその各割合が確認できる求積図及び求積表⑵　補助事業に要する費用のうち住宅部分に要する費用を算定した書類１０　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定をした耐震診断・改修資格者の資格が確認できる書類（建築士免許証及び資格者講習修了証の写し）１１　改修前の耐震診断及び耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書の写し（必要な場合のみ）１２　耐震改修工事の実施確認をする建築士の建築士免許証の写し１３　改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し(1)　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）(2)　兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）１４　様式第耐震５－１号（耐震改修工事実績公表同意書）１５　確認済証の写し（耐震改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ）１６　第22条の規定に基づく実施要領に定める書類（必要な場合のみ）１７　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１８　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　補助事業に着手する前 |
| 第８条第１項（変更交付申請） | （軽微な変更）　補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。） |
| （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。 |
| （指定期日）　補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく |
| 第９条（着手届） | （添付書類）　１　補助事業の実施に係る契約書の写し |
| （指定期日）　補助金交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日（市長が補助事業者の申出に基づきやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日） |
| 第１２条（遂行状況報告） | （報告事項等）１　事業の遂行状況２　今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第１３条 （実績報告） | （添付書類）１　様式第耐震２号（補助金算定・精算書）（耐震改修工事費内訳書(精算)含む）２　補助金交付決定通知書の写し３　様式第耐震４号（耐震改修工事実施確認書）（耐震改修工事のうち別紙（補助金交付の条件）により指示された工程の工事写真及び工事写真撮影箇所図含む）４　補助事業の実施に係る契約書の写し及び工事代金領収書の写し５　兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は同制度加入申込書の写し６　様式第耐震５－２号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）７　第８条第1項に規定する事業内容の軽微な変更をした場合は、次表の左欄に掲げる軽微変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び変更内容に係るその他市長が必要と認める書類

|  |  |
| --- | --- |
| 軽微変更の区分 | 書類 |
| 補助対象経費の変更 | 耐震改修工事費内訳書（変更内容が確認できるもの） |
| 耐震改修計画の変更 | ⑴　様式第耐震３号（耐震診断報告書）（耐震診断計算書（改修後の変更前後の内容が確認できるもの）含む）⑵　軽微変更後の耐震改修計画に係る図書（変更内容が確認できるもの）⑶　軽微変更後の耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書の写し（必要な場合のみ） |

８　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）９　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　着手届の届出の日から起算して5月を経過した日（市長が補助事業の内容その他特別の理由からやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日）、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（簡易耐震改修工事費補助） |
| 第５条（交付申請） | （添付書類）次に掲げる書類とする。１　様式第耐震簡１号（耐震改修住宅概要書）２　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証（建築時の建築主が住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者が確認できる他の書類を添付すること）⑵　住宅の登記事項証明書⑶　住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年が記載されたもの）⑷　その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類３　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）４　住宅の所有者の所得証明書の写し（全住戸分（マンションの場合を除く））５　付近見取図（縮尺1/2,500の地形図（白地図）と同等以上の精度で、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）６　区分所有の共同住宅である場合は、次に掲げる書類⑴　戸数及び住戸ごとの専用面積（補助対象者が所有する住宅とそれ以外の住宅を区分したもの）が確認できる書類⑵　補助事業に要する費用のうち補助対象者が所有する住宅部分に要する費用を算定した書類⑶　交付申請内容を行うことについて、管理組合の議決等を経たことを証する書類⑷　管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類７　店舗等併用住宅（戸建住宅を除く。）である場合は、次に掲げる書類⑴　用途ごとの床面積の合計とその各割合が確認できる求積図及び求積表⑵　補助事業に要する費用のうち住宅部分に要する費用を算定した書類８　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定に要する費用の見積書（耐震改修工事費は予算額（見込み額）を収支予算書（補助金交付申請書別記）に記入）９　改修前の耐震診断及び耐震改修計画策定をする耐震診断・改修資格者の資格が確認できる書類（建築士免許証及び資格者講習修了証の写し）１０　耐震改修工事の実施確認をする建築士の建築士免許証の写し１１　改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し⑴　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）⑵　兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）１２　様式第耐震５－１号（耐震改修工事実績公表同意書）（マンションの場合を除く）１３　第22条の規定に基づく実施要領に定める書類（必要な場合のみ）１４　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１５　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　補助事業に着手する前 |
| 第８条第１項（変更交付申請） | （軽微な変更）　補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。） |
| （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。 |
| （指定期日）　補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく |
| 第９条（着手届） | （添付書類）　１　補助事業の実施に係る契約書の写し |
| （指定期日）　補助金交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日（市長が補助事業者の申出に基づきやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日） |
| 第１１条（設計確認） | （添付書類）１　様式第耐震３号（耐震診断報告書）（耐震診断計算書（改修前後）含む）２　耐震改修計画に係る図書（耐震診断・改修資格者の記名及び押印があるもの）⑴　付近見取図（縮尺1/2,500の地形図（白地図）と同等以上の精度で、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）⑵　配置図⑶　平面図及び立面図（耐震改修前後）⑷　その他耐震改修計画の内容が確認できる図書３　耐震改修計画に基づく耐震改修工事費内訳書４　確認済証の写し（耐震改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ）５　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）６　その他市長が必要と認める書類 |
| 第１２条（遂行状況報告） | （報告事項等）１　事業の遂行状況２　今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第１３条 （実績報告） | （添付書類）１　様式第耐震簡２号（補助金精算書）（耐震改修工事費内訳書(精算)含む）２　補助金交付決定通知書の写し３　様式第耐震３号（耐震診断報告書）（耐震診断計算書（改修前後）含む）４　耐震改修計画に係る図書（耐震診断・改修資格者の記名及び押印があるもの）⑴　配置図⑵　平面図及び立面図（耐震改修前後）⑶　その他耐震改修計画の内容が確認できる図書５　様式第耐震４号（耐震改修工事実施確認書）（耐震改修工事のうち別紙（補助金交付の条件）により指示された工程の工事写真及び工事写真撮影箇所図含む）６　補助事業の実施に係る契約書の写し及び領収書の写し７　兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は同制度加入申込書の写し８　様式第耐震５－２号（耐震改修工事実績公表内容報告書）（マンションの場合を除く）９　第８条第1項に規定する事業内容の軽微な変更をした場合は、住宅耐震改修計画策定費補助及び住宅耐震改修工事費の第13条関係の添付書類に準じた書類１０　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１１　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　着手届の届出の日から起算して5月を経過した日（市長が補助対象住宅の規模その他特別の理由からやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日）、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（屋根軽量化工事費補助） |
| 第５条（交付申請） | （添付書類）次に掲げる書類とする。１　様式第耐震部分１号（耐震改修住宅概要書）２　様式第耐震部分２号(補助金算定・精算書)３　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証（建築時の建築主が住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者が確認できる他の書類を添付すること）⑵　住宅の登記事項証明書⑶　住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年が記載されたもの）1. その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類

４　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）５　様式第耐震部分３号(耐震工事事業計画書)６　住宅の所有者の所得証明書の写し（全住戸分（マンションの場合を除く））７　住宅耐震改修に係る図書(1) 付近見取り図（縮尺1/2,500の地形図（白地図）と同等以上の精度で、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）(2) 配置図(3) 平面図、立面図（耐震改修前後）(4) その他耐震改修工事内容が確認できる図書８　改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し⑴　兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証（マンションの場合を除く）⑵　兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）９　様式第耐震５－１号（耐震改修工事実績公表同意書）（マンションの場合を除く）１０　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１１　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　補助事業に着手する前 |
| 第８条第１項（変更交付申請） | （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。 |
| （指定期日）　補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく |
| 第１２条（遂行状況報告） | （報告事項等）１　事業の遂行状況２　今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第１３条 （実績報告） | （添付書類）１　様式第耐震部分２号（補助金算定・精算書）２　補助金交付決定通知書の写し３　様式第耐震４号（耐震改修工事実施確認書）４　耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し５　兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は同制度加入申込書の写し６　様式第耐震５－２号（耐震改修工事実績公表内容報告書）７　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）８　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　着手届の届出の日から起算して5月を経過した日（市長が補助対象住宅の規模その他特別の理由からやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日）、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 補助事業名 | 住宅耐震改修促進事業（シェルター型工事費補助） |
| 第５条（交付申請） | （添付書類）次に掲げる書類とする。１　様式第耐震部分１号（耐震改修住宅概要書）２　様式第耐震部分２号(補助金算定・精算書)３　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証（建築時の建築主が住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者が確認できる他の書類を添付すること）⑵　住宅の登記事項証明書⑶　住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年が記載されたもの）1. その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類

４　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等５　改修後の住宅の居住者の全員が高齢者の場合、その居住者全員の年齢（生年月日）が分かる書類（居住者全員の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等）６　様式第耐震部分３号(耐震工事事業計画書)７　住宅の所有者の所得証明書の写し８　住宅耐震改修に係る図書⑴　付近見取り図（縮尺1/2,500の地形図（白地図）と同等以上の精度で、方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）⑵　配置図⑶　平面図、立面図（耐震改修前後）⑷　その他耐震改修工事内容が確認できる図書９　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）１０　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　補助事業に着手する前 |
| 第８条第１項（変更交付申請） | （軽微な変更）　補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。） |
| （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。 |
| （指定期日）　補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく |
| 第１２条（遂行状況報告） | （報告事項等）１　事業の遂行状況２　今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第１３条 （実績報告） | （添付書類）１　様式第耐震部分２号（補助金算定・精算書）２　補助金交付決定通知書の写し３　様式第耐震４号（耐震改修工事実施確認書）４　耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し５　兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は同制度加入申込書の写し６　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）７　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　着手届の届出の日から起算して5月を経過した日（市長が補助対象住宅の規模その他特別の理由からやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日）、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 関係条項 | 補助事業名 | 防災ベッド等設置助成事業 |
| 第５条（交付申請） | （添付書類）次に掲げる書類とする。１　様式第建防１号（住宅概要書）２　住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかに該当するものの写し⑴　住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証（建築時の建築主が住宅の所有者と異なる場合は、住宅の所有者が確認できる他の書類を添付すること）⑵　住宅の登記事項証明書⑶　住宅の固定資産課税台帳記載事項証明書（建築年が記載されたもの）⑷　その他住宅の所有者及び建築年月を証明する書類３　所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）４　簡易耐震診断結果５　住宅の所有者の住民票の写し６　住宅の所有者の所得証明書の写し７　設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書８　委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等）を記載したもの）９　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　補助事業に着手する前 |
| 第８条第１項（変更交付申請） | （軽微な変更）　補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。） |
| （添付書類）　第5条関係の各添付書類に準じる。 |
| （指定期日）　補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく |
| 第１２条（遂行状況報告） | （報告事項等）１　事業の遂行状況２　今後の見通し(完了予定年月日)及び所見 |
| 第１３条 （実績報告） | （添付書類）１　補助金交付決定通知書の写し２　防災ベッド等の設置にかかる契約書及び領収書の写し３　完了写真４　兵庫県家財再建共済制度に加入証書の写し又は兵庫県家財再建共済制度加入申込書の写し５　委任状（代理者の資格（建築士の場合は、一級、二級又は木造の別及び登録番号）を記載したもの）（必要な場合のみ）６　その他市長が必要と認める書類 |
| （指定期日）　着手届の届出の日から起算して5月を経過した日（市長が補助対象住宅の規模その他特別の理由からやむを得ないと認める場合は市長が別に定める日）、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日 |

別紙（補助金交付の条件）

１　補助事業の遂行状況の確認のため、中間検査を行う場合があります。

２　実績報告の際には、下記の工程のうち該当するものについて撮影した工事写真を提出すること。

記

基礎工事

（着工前及びアンカー打設・鉄筋取付、コンクリート出来型、クラック補修等）

耐力壁設置工事

（着工前及び既存壁撤去、補強材設置、補強材と既存の柱・横架材等との接合部（隠蔽される部分を含む）、床補強工事等）

屋根工事

（着工前及び既存瓦、既存軒樋撤去、下地補修、完成後等）

その他の工事

上記に掲げる工程は、基本的な工程を例示したものですので、その他に耐震補強に関係のある工程がある場合は、その工事の施工が確認できる工事写真（施工前後及び施工中の写真）を提出してください。

**（注意）**

**工事写真の撮り忘れ等により必要な書類が提出できなかったり、交付決定時の工事計画と実際の写真が異なる場合等は補助金の交付が受けられない場合があります。**